

【消費生活用製品安全法】製造・輸入手続きセルフチェックリスト

- ・消費生活用製品安全法（「法」という。）に基づく「特定製品」の製造事業・輸入事業にあたり、法令に基づいた手続きを着実に実施いただくためのセルフチェックリストです。
- ・各項目の詳細は、関係法令や『消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド』（以下、「ガイド」という。）を確認してください。
- ・本チェックリストは事業者の皆さまの手続きをサポートする趣旨で提供するものであり、本リストのみをもって適正な義務履行を保証するものではありません。
- ・本チェックリストは近畿管内の事業所で事業を実施し、近畿経済産業局へ届出を行う事業者の皆さまを対象に作成しています。

基礎情報

■ 作成日	
■ 作成担当者	

対象情報

■ 特定製品の区分	
■ 特別特定or特別特定以外	
■ 製品名	
■ 型番等	

法令手続き

チェック欄 メモ欄（具体的対応等：任意）

届出【法第6条（事業開始）、法第8条（変更）、法第4条・法第11条（輸出用例外）】 cf.ガイドP7～8,28～64

■ 特定製品の製造・輸入事業の「 開始届出 」を提出している【法第6条】 ！届出は「製造・輸入」と、「特定製品の区分」とに新たに提出が必要 ！取扱い製品のスペックに合致した「型式の区分」を届け出ることが必要（型式の区分は以下URLより確認可能） https://laws.e-gov.go.jp/law/349M50000400018/20251225_507M60000400006#Mpat_3 ！原則、届出の際、損害賠償措置（保険契約の締結）に関する資料（コピー可）の添付が必要 ！令和7年12月25日以降、「工場要件」を満たした場合は、製造する工場・事業場等に係る事項の届出不要 ！届出は『保安ネット』から電子手続きが便利		
■ 届出事項に変更があった場合、遅滞なく「 変更届出 」を提出している【法第8条】 ！届出事業者の氏名・名称・住所、型式の区分、工場の名称・住所、海外製造事業者の名称・住所の変更、損害賠償措置内容の変更は届出必要 ！届出事業者の法人代表者の変更は上記の事項に変更があった際に併せて届出が必要		
■ 輸出用 の特定製品を製造又は輸入する場合、「 輸出用例外届出書 」を提出している【法第4条第3項／法第11条第1項】 ！当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面の添付が必要		
■ PSCマーク・子供PSCマークに会社名を略称で表示する場合、「 略称表示の承認 」を受けている		
■ PSCマーク・子供PSCマークに会社名を登録商標で表示する場合、「 登録商標の表示届出 」を提出している ！略称表示の承認申請及び登録商標の表示届出は、経済産業大臣宛に実施する必要がある		

技術基準適合義務【法第11条第1項】・自主検査【法第11条第2項】 cf.ガイドP9,21～22

■ 特定製品が 技術基準に適合 している https://laws.e-gov.go.jp/law/349M50000400018/20251225_507M60000400006#Mpat_1		
■ 特定製品の 自主検査を実施 している ！事業者自身が責任を負うことを前提に、具体的な検査の実施を任意の第三者に委託することも可能		
■ 自主検査の 記録を作成し、保存 している ！保存義務は3年間 ！検査記録の必要記載事項は、①特定製品の区分・構造・材質・性能の概要、②検査年月日・場所、③検査実施者名、④検査数量、⑤検査方法、⑥検査結果		

【特別特定製品のみ】適合性検査【法第12条】 cf.ガイドP9,22～23

■ 登録検査機関による 適合性検査を受検 している ！1号検査（ロット検査）又は2号検査（サンプリング検査及び工場の検査設備や品質に係る検査）を選択		
■ 技術基準省令に適合している旨の 適合性証明書 を入手・保存している ！複写機コピーではありません。適合性検査を受検した製造メーカーを通じて登録検査機関に「副本」の発行を依頼		

【子供用特定製品のみ】使用年齢基準適合確認・警告表示【法第12条の2】 cf.ガイドP.9～10,P21～27

■ 特定製品が 使用年齢基準に適合 していることを確認している ！使用年齢基準（4項目）への適合を確認（ガイドP.9～10参照）		
■ 製品等に 警告表示 （使用に適した年齢等）を表示している ！表示の方法（表示箇所）は特定製品の区分によって異なる（ガイドP.25～26参照）		

表示【法第13条】 cf.ガイドP.10～11,25～27

■ PSCマーク又は子供PSCマークを表示 している【法第13条】 ！PSCマーク及び子供PSCマークの構成割合は定めがある		
■ 製品等の見やすい箇所に容易に消えない方法により 届出事業者名等 が記載されている ！表示内容は「届出事業者の名称」・「登録検査機関の名称【特別特定製品のみ】」 ！表示の方法（表示箇所）は特定製品の区分によって異なる（ガイドP.25～26参照）		